

【「特に重点措置を講じる区域」以外の区域の飲食店の方】**飲食店に対する5月12日以降の時短要請に関するQ & A****Q 1 「特に重点措置を講じる区域（以下「重点区域」）」以外の区域の飲食店で時短要請が延長されるが、支給要件に変更はあるのか？**

A 1 新型コロナウイルス感染拡大阻止をさらに確実なものにするため、飲食店の皆様に対して、5月31日まで時短営業の延長を要請いたしました。大変厳しい内容ではありますが、何卒ご協力をお願いします。

対象については変更ありません（屋内の飲食スペースを有する飲食店など。テイクアウト専門店やキッチンカーなどは対象外）。

時短要請の全期間（5月12日～5月31日）、県内の全店舗で時短要請に応じていただき、支給要件を全て満たす場合に協力金をお支払いします。

今回新たに支給要件として、「飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用は行わない」ことが追加されていますので、カラオケ設備については昼夜問わず終日利用しないでください。

※5月11日までの時短要請については、カラオケ設備の利用中止は支給要件に入っていません。

Q 2 時短営業に加えてカラオケ店に対して新たな要請がかかるというのは、どのような内容か？

A 2 全国的にいわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況などを考慮して、今回新たに、昼夜を問わず終日「カラオケ設備を利用しないこと」を要請させていただいております。対象は飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けているカラオケ店で、カラオケボックスなども含みます。これは重点区域以外の区域の飲食店に対しても同様であり、5月12日～31日の間、カラオケ設備を利用しないことは、協力金の支給要件にもなっています。

Q 3 協力金の金額に変更はあるのか？

A 3 4月26日～5月11日までの時短要請協力金については、4月及び5月を基準月として協力金単価を算定するのに対し、延長後の時短要請では5月のみを基準月として算定しますので、協力金の日額単価は変わってくる場合があります。

また、支給金額は日額単価に日数をかけますので、前回は14～16日間

分で算定していましたが、今回は20日間分で算定します。

Q4 5月11日までの時短要請には応じていなかった店舗が、5月12日から時短要請に応じた場合、協力金は支給されるのか？

A4 5月12日以降、時短要請の全期間、20時までの時短営業に県内の全店舗で全面的にご協力いただき、カラオケ設備の利用を行わないなど、全ての支給要件を満たしていれば、協力金をお支払いします。

Q5 5月11日までの時短要請に関する協力金の申請受付は、5月31日の時短要請期間が終了してからになるのか？また、それぞれの期間の協力金の申請手続きは別々に行うのか、まとめて行うのか？

A5 それぞれ別々に申請していただくことになります。

4月26日～5月11日までの時短要請に関する協力金については、時短要請期間終了後の5月12日から6月18日（消印有効）まで受付を行います。

また、5月31日までの時短要請に関する協力金については、5月31日の時短要請期間終了後に申請受付を開始しています。

Q6 4月26日～5月11日の時短要請でも協力金を申請するが、5月12日～31日の時短要請の申請書を提出する際は、もう一度同じ書類を提出しなければならないのか？

A6 申請手続きは5月11日までのものと5月12日からのものでそれぞれ別々に行っていただく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくことになります。

申請手続きを2回していただくことで、お手数をおかけすることとなりますが、重複する添付書類の省略等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるように検討いたしますので、ご理解をお願いいたします。

Q7 店舗において感染防止対策を講じているか否かは、支給の要件に含まれるのか？

A7 5月11日までの時短要請と同様、業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を講じていただいていることが協力金の支給要件となります。